

無償資金協力取極の修正に関する取極

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	修 正 の 内 容	署名日 署名地 (効力注1) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
南スーダン	ジュバ市水供給改善計画のための贈与に関する平成二十四年六月二十八日付けの取極の修正に関する日本国政府と南スーダン共和国政府との間の交換公文	贈与の限度額を「4,402,000千円」に改める。	H27.7.23 ジュバで (同日)	日本側 紀谷昌彦在南スーダン大使 南スーダン側 バルナバ・フリアル・ベンジャミン 外務・国際協力大臣	H27.8.4 279号
南スーダン	ジュバ河川港拡充計画のための贈与に関する平成二十五年一月十七日付けの取極の修正に関する日本国政府と南スーダン共和国政府との間の交換公文	贈与の限度額を「3,454,000千円」に改める。	H27.9.21 ジュバで (同日)	日本側 紀谷昌彦在南スーダン大使 南スーダン側 バルナバ・フリアル・ベンジャミン 外務・国際協力大臣	H27.10.6 344号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。